



## 令和3年3月分から健康保険・介護保険料率が変わります

### ●健康保険料率

令和3年2月までの保険料率

1000分の100.1  
〔 本人・会社負担分それぞれ 〕  
1000分の50.05



令和3年3月からの保険料率

**1000分の100.4**  
〔 本人・会社負担分それぞれ 〕  
**1000分の50.2**

### ●介護保険料率

令和3年2月までの保険料率

1000分の17.9



令和3年3月からの保険料率

**1000分の18.0**

介護保険に該当（40歳～64歳）の方は、健康保険と介護保険を合わせて **1000分の118.4**（本人・会社負担分それぞれ **1000分の59.2**）となります。

※令和3年3月以降に支払われる賞与も上記変更の保険料率が適用されます。

給与では保険料の当月引（3月分給与より）、翌月引（4月分給与より）の会社があるため、後日、当事務所より変更月ならびに各人の保険料額一覧表をお渡ししますので、ご確認下さい。

**詳細は、担当者にお気軽にお問い合わせください。**

# 新型コロナウイルス感染症に関する 母性健康管理措置による休暇取得支援助成金

## ▶▶助成金の対象 (①から③の全てを満たした事業主)

令和2年5月7日から令和3年3月31日までの間に

- ① 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師または助産師の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度(年次有給休暇を除き、年次有給休暇の賃金相当額の6割以上が支払われるものに限る)を整備し、
- ② 当該有給休暇制度の内容を新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容とあわせて労働者に周知した事業主であって、

### ○休暇制度の整備及び周知の時期

令和3年3月31日までに制度整備と周知が必要です。制度整備と周知が労働者の休暇取得後であっても対象となります。

### ○欠勤を、事後的にこの助成金の対象となる有給休暇に変更した場合の扱い

対象となります。ただし、事後的にこの助成金の対象となる有給休暇に変更することについて労働者本人に説明し、同意を得る必要があります。

- ③ 当該休暇を合計して5日以上取得させた事業主

## ▶▶助成金の対象 (\*1事業所当たり20人まで)

対象労働者1人当たり有給休暇計5日以上20日未満：**25万円**  
以降20日ごとに15万円加算 (上限額：100万円)

## ▶▶申請期間

令和2年6月15日から令和3年5月31日まで

\*雇用保険被保険者以外の方も対象になります。

**詳細は、担当者にお気軽にお問い合わせください。**